



## 新型コロナウイルス関連保証に対する取組みについて

宮城県信用保証協会会長 吉田 祐幸

日頃、宮城県信用保証協会の業務推進にあたり、御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

私は、この4月に着任以来、新型コロナウイルス感染症対策に注力してまいりました。

今年1月29日に新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を開設して以降、セーフティネット保証4号・5号や危機関連保証などの新型コロナウイルス関連の保証申込相談は徐々に増加し、4月以降急増しました。5月には実質無利子無担保、保証料負担が軽減された「新型コロナウイルス感染症対応資金」が創設され、5月単月での相談件数は7,000件を超え、8月までの相談件数の累計は約2万5,000件となりました。これに伴い、新型コロナウイルス関連の保証を中心とした保証承諾は、5月・6月時において、件数で前年同期の約5～6倍、金額で約8～9倍となり、件数・金額ともリーマンショック時以降の最大値を更新することとなりました。4月から8月まで5か月間の保証承諾金額は2,413億円となり、過去2年分を上回っている状況にあります。

業種的には、当初、飲食店業や小売業、宿泊業などを中心に増え始め、その後、製造業や建設業など全業種に広がってきております。

このような状況の中、当協会では、資金繰り等において深刻な影響を受けている中小企業の皆様に對し、一刻も早く資金を供給して安心を届けることが最重要課題と認識し、次の4つのことに取り組んでまいりました。

1つ目が「人員体制の確保」です。本部部門の職員が、現業部・支店が行う保証業務の一部を引き受けるなど、組織横断的な保証対応を行ってきており、これにより、特定の審査担当職員への負荷を軽減するとともに、職員の心身の健康管理にも配慮してきております。

2つ目が「事務処理の迅速化」です。保証申込み時における添付書類や保証稟議書を簡素化するとともに、金融機関を訪問のうえ、新型コロナウイルス関連の保証制度の周知や保証スタンスなどの目線合わせを行ってまいりました。

3つ目が「権限の委譲」です。新型コロナウイルス関連保証について、現業部・支店長が決裁できるような対応とし、保証審査の迅速化を図ってきております。

4つ目が「事業者への周知」です。各中小企業関係団体と連携し、新型コロナウイルス関連の保証制度がより多くの企業の皆様に広く浸透するよう周知活動に努めてまいりました。

これらの取組みにより、保証受付から保証承諾までの所要日数は、平均3日以内に収めることができ、中小企業の皆様の資金繰りに少しでも寄与できたのではないかと考えております。

東日本大震災以来、「迅速対応」の重要性に気付いた職員が多数在席していることから、協会全体の応援体制がスムーズに構築できたと考えております。

なお、これらの取組みと並行して、金融機関の皆様には、ワンストップサービスとして、市町村の認定書作成業務、申請書の不足チェック等に御支援いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されることから、今後はアフターコロナを見据え、長期的な展望で地域経済の担い手である中小企業の皆様の経営基盤の再生に資するため、経営支援や事業承継支援にも注力してまいりたいと考えております。

(当財団 理事)